

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十六号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（田村市郎君） 追加日程第一 議案第九十七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第九十七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例は、十一月二十九日公布されました地方税法の臨時特例法に基づき、昭和五十八年度分の個人の市民税の減税分を昭和五十九年度において適用させるため、法律に合わせて今回改めるものです。

まず、附則の二十条の次に、基礎控除額等の特例として、二十条の二を加え、昭和五十九年度分の個人の市民税に限り、扶養控除、配偶者控除及び基礎控除の三控除それぞれ二十万円に七千円を加えた二十二万七千円を所得控除し、もって五十八年度相当分の軽減を図るための規定として三十三条の二の規定中、中段の規定を下段のとおり読みかえるものであります。

次に、附則第十条第二項につきましては、免税外の飼育肉用牛に対する個人の市民税の課税に際しても、三十三条の二同様、三控除にそれぞれ七千円を加えたための読みかえ規定でございます。

附則第十八条の三につきましては、みなし法人課税の場合においても同様の措置をとるための読みかえ規定であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

なお、御配付してあります資料がございますが、そのような改

正内容になるわけです。

大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議くだされ、御可決くださいますようお願い申し上げまして説明を終わりたいと思います。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第九十七号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

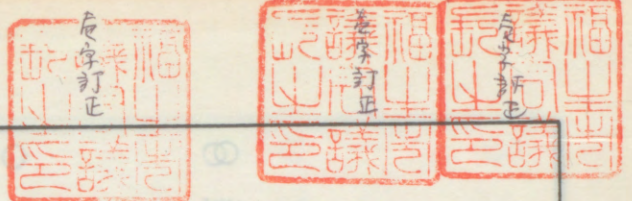
○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 追加日程第二議案第九十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきまして、議案第九十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由及び内容につきまして御説明申し上げます。期末手当の支給率について、提案理由でございますが、



ては、二七五カ月を提示いたしましたして、^給安^給淋^給へ向けて組合と鋭意交渉を重ね、努力してまいったわけでございますけど、まことに残念ながら、今日まで^給安^給淋^給に至っておりません。結果的に、現行の条例に規定されております十二月十五日の支給日には、事務的に支給は不可能な状態になりました、まことにこの点申しわけなく存じております。

今後、^給安^給淋^給を見た場合におきます支給のために、今期に限りまして便宜的に支給日の特例を設けようとするものでござい

ます。
なお、このような状態になったために、議員各位の支給についても、期日の十五日までには支給できなくなりましたことを深くおわびを申し上げる次第でございます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。
改正の内容は、本法附則に一項を設けまして、いわゆる読みかえ規定を設けさせていただいたわけでございまして、現行条文

においては十五日と規定しておるものを、二十三日に読みかえようとするものでございます。これは基準日、具体的に申し上げますと、十二月一日でございますけど、その基準日から起算いたしまして、十五日を超えない範囲内の日にこの期末手当は支給するんだという現行規定でございますが、これを二十三日というように改めようとするものでございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明を終ゆらせていただきます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(田村市郎君) 追加日程第三 議案第九十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第九十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほどの議案第九十八号と全く同様でございます。福生市の一般職員に対して支給いたし

ます昭和五十八年の十二月期の期末手当並びに勤勉手当の支給日について特例を定めようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

やはり、本法附則に、次の一項を加えようということでございます。まして、第九項といたしまして、五十八年十二月期の期末手当及び勤勉手当に限りまして、第十一条の二第一項、これは期末手当の規定でございます。

それから、第十二条の三これは勤勉手当の規定でございます。これの適用につきましては、十五日とありますのを、前議案第九十八号と同様、二十三日に特例を設定しようというものでございます。

以上、まことに雑駁でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十九号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本員会審査のため、明九日から十九日までの十一日間休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって明九日から十九日までの十一日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、十二月二十日午前十時から開きます。本日は、これをもって散会いたします。長時間、御苦勞さまでした。

午後七時 散会

これより本会に対する質疑を行います。
(異議なしと申す者あり)

議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第九十九号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なしと申す者あり)

議長(田村市郎君) 第九十九号議案を認めます。よって議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

議長(田村市郎君) 議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

議長(田村市郎君) 議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

議長(田村市郎君) 議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

議長(田村市郎君) 議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

議長(田村市郎君) 議案第九十九号は原案のとおり可決いたしました。

福総庶発第二千二百八十四号

昭和五十八年十一月三十日

福生市長 田 村 匡 雄

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

昭和五十八年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和五十八年十一月三十日付け、福生市告示第五十八号(別紙参照)をもつて、昭和五十八年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十八年第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十一月三十日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和五十八年十二月八日
二 場 所 福生市議会議場

⑦ 福総庶発第二千二百八十五号

昭和五十八年十一月三十日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

議案の送付について

昭和五十八年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第八十一号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 二 議案第八十二号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例
- 三 議案第八十三号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- 四 議案第八十四号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 五 議案第八十五号 昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）
- 六 議案第八十六号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）
- 七 議案第八十七号 昭和五十七年度福生市一般会計決算認定について
- 八 議案第八十八号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

九 議案第八十九号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
十 議案第九十号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会

計決算認定について

十一 議案第九十一号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計決算認定について

十二 議案第九十二号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計決算認定について

十三 議案第九十三号 市道路線の認定について

十四 議案第九十四号 市道路線の廃止について

十五 議案第九十五号 権利の放棄について

十六 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十八年度福生市一

般会計補正予算（第三号））

陳情第五十八―十四号

歩道橋設置に関する陳情書

(陳情趣旨)

平素児童及び生徒の交通安全対策につきましては、深い御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、福生第七小学校校庭先の交差点では、これまでたびたび交通事故が発生してまいりました。この交差点の横断歩道は、本校児童の七割にあたる約五百人が利用しております。父母の会として二度と悲惨な事故が起こらぬよう、ことしの春から交差点での朝の交通整理を実施しておりますが、非常に危険を身近に感じる次第です。どうか、子を思う父母の気持ちをお察しいただきまして、一日も早く歩道橋の設置を強くお願い申し上げます。

昭和五十八年十一月八日

陳情者代表

福生市熊川一、〇三五

福生市立福生第七小学校父母の会会長

鴨 宮 綾 子 印

他 一、五〇八人

福生市議会議長 田 村 市 郎 殿

陳情第五十八―十五号

医療保険制度の改悪に反対し

厚生行政をただす意見書提出に関する陳情書